



鳥取県公報

平成 28 年 5 月 24 日 (火)
第 8801 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (372) (スポーツ課) 2
	指定居宅介護支援事業者の指定 (373) (東部福祉保健事務所) 2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (374) (〃) 2
	指定居宅介護支援事業の廃止の届出 (375) (〃) 2
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (376) (〃) 2
	県営土地改良事業計画の決定 (377) (農地・水保全課) 3
	物品売払代金の徴収事務の委託 (378) (農業試験場) 3
	物品売払代金の徴収事務の委託 (379) (園芸試験場) 3
	物品売払代金の徴収事務の委託 (380) (中小家畜試験場) 4
	指定居宅介護支援事業の廃止の届出 (381) (西部総合事務所福祉保健局) 4
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (10) 4
◇ 合同選管告示	参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における立候補予定者説明会の開催 (2) 5
	参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができる基幹 放送事業者及び政見放送の回数並びに当該選挙区の区域内の都道府県ごとに定める担当 基幹放送事業者 (3) 5
	選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額の一部改正 (4) 6
◇ 教委告示	平成29年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針 (14) (高等学校課) 6
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (技術企画課) 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 9

告 示

鳥取県告示第372号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県プロスポーツチームへの県民活動応援モデル事業審査会	鳥取県プロスポーツチームへの県民活動応援モデル事業補助金の採択に関する事項	平成28年5月24日から同年6月30日まで	スポーツ課

鳥取県告示第373号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年5月24日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社メディコープとっとり	株式会社メディコープとっとり鹿野居宅介護支援事業所	鳥取市鹿野町今市242	平成28年6月1日

鳥取県告示第374号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年5月24日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人鳥取福祉会	社会福祉法人鳥取福祉会訪問入浴介護ステーション	鳥取市市場二丁目1	平成28年4月15日	平成28年5月31日	訪問入浴介護

鳥取県告示第375号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年5月24日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取医療生協鹿野温泉病院	鳥取市鹿野町今市242	平成28年4月28日	平成28年5月31日

鳥取県告示第376号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当

該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 5 月24日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
社会福祉法人 鳥取福祉会	社会福祉法人鳥取 福祉会訪問入浴介 護ステーション	鳥取市的場二丁目 1	平成28年 4 月 15日	平成28年 5 月 31日	介護予防訪問 入浴介護

鳥取県告示第377号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業 阿毘緑地区）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成28年 5 月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成28年 5 月25日から同年 6 月13日まで
- 縦覧に供する場所
日南町役場
- 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第378号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年 5 月24日

鳥取県農業試験場長 宮 田 邦 夫

- 委託の相手
鳥取いなば農業協同組合
- 委託期間
平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

鳥取県告示第379号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、園芸試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年 5 月24日

鳥取県園芸試験場長 村 田 謙 司

- 委託の相手
地方卸売市場倉吉青果株式会社
地方卸売市場倉吉花き市場株式会社
鳥取いなば農業協同組合

鳥取中央農業協同組合

鳥取西部農業協同組合

2 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

鳥取県告示第380号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、中小家畜試験場における家畜類の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年5月24日

鳥取県中小家畜試験場長 津 森 宏

1 委託の相手

J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

2 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

鳥取県告示第381号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年5月24日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
社会福祉法人江府町社会福祉協議会	社会福祉法人江府町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	日野郡江府町大字江尾2069	平成28年5月11日	平成28年6月13日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第10号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成28年5月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
介護老人保健施設ル・サ ンテリオン鹿野 介護老人保健施設ル・サ ンテリオン鹿野ユニット 型	鳥取市鹿野町今市 80	介護老人保健施設ル・サ ンテリオン鹿野	鳥取市鹿野町今市 80

略	略
医療法人同愛会介護老人 保健施設やわらぎ ユニット型介護老人保健 施設やわらぎ	米子市新開四丁目 11-13
略	略
2～4 略	2～4 略

合 同 選 管 告 示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区管理委員会告示第 2 号

平成28年執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における立候補届出に関する説明会を次のとおり開催する。

平成28年 5 月 24 日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

日時 平成28年 5 月 31 日 午後 1 時 30 分

場所 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区管理委員会告示第 3 号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第165号）第 2 条第 7 項の規定により、参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第150条第 1 項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。）及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のように定める。

また、同規程第 5 条第 3 項ただし書の規定により、参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における候補者が政見放送の申込みをする当該選挙区の区域内の都道府県ごとに定める基幹放送事業者（以下「担当基幹放送事業者」という。）を次のとおり定める。

平成28年 5 月 24 日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び候補者 1 人当たりの放送回数

テレビジョン放送		ラジオ放送	
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
株式会社山陰放送	1	株式会社山陰放送	1
山陰中央テレビジョン放送株式会社	1		
日本海テレビジョン放送株式会社	1		

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における担当基幹放送事業者

区域	担当基幹放送事業者
鳥取県	株式会社山陰放送 山陰中央テレビジョン放送株式会社 日本海テレビジョン放送株式会社
島根県	株式会社山陰放送 山陰中央テレビジョン放送株式会社 日本海テレビジョン放送株式会社

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区管理委員会告示第 4 号

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額（平成28年鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正し、平成28年 5 月24日から施行する。

平成28年 5 月24日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

第 4 号のイ中「及び専ら手話通訳」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（同法第197条の 2 第 2 項に規定する要約筆記をいう。）」に改める。

教 育 委 員 会 告 示**鳥取県教育委員会告示第14号**

平成29年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成28年 5 月24日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

平成29年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

1 基本方針

鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。

2 出願資格

鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校を含む。以下同じ。）を卒業した者若しくは平成29年 3 月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者とする。

3 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜**(1) 推薦入学者選抜**

高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学校長が推薦する者のうちから推薦入学者の選抜を実施することができる。

ア 募集人員

次のとおりとする。ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、当該割合によらず、教育委員会と協議して割合を定め、募集することができる。

(ア) 普通学科（普通科体育コースを除く。） 募集定員の20パーセント以内

(イ) 普通学科（普通科体育コースに限る。） 募集定員の50パーセント以内

(ウ) 専門学科及び総合学科 募集定員の40パーセント以内

イ 出願期間

平成29年 2 月 6 日（月）及び 7 日（火）

受付時間は、平成29年 2 月 6 日（月）は午前 9 時から午後 4 時30分までとし、同月 7 日（火）は午前 9 時から正午までとする。

ウ 実施期日

平成29年 2 月10日（金）

エ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、面接又は口頭試問を実施する。

(イ) 学科又はコースの特性により、必要に応じて作文又は小論文及び実技検査を実施する。

オ 選抜方法

合格者は、推薦書、調査書（合計評定及び第 3 学年の「国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下「各教科」という。）」の評定以外の記録）、面接又は口頭試

問、作文又は小論文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第 3 学年の各教科の評定の合計によるものとする。この場合、1 教科又は 2 教科の評定を 2 倍することができるものとする。

カ 選抜結果の通知等

選抜結果は、平成 29 年 2 月 15 日（水）までに中学校長を通じて本人に通知する。

なお、平成 29 年 3 月 15 日（水）に一般入学者選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。

(2) 一般入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成 29 年 2 月 21 日（火）から同月 23 日（木）まで

受付時間は、平成 29 年 2 月 21 日（火）及び 22 日（水）は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、同月 23 日（木）は午前 9 時から正午までとする。

イ 実施期日

平成 29 年 3 月 7 日（火）及び 8 日（水）（ただし、学力検査は、平成 29 年 3 月 7 日（火）とする。）

ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、次により学力検査を実施する。

a 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、3 教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできるものとする。

b 検査時間等

国語、数学、社会、理科は各 50 分間、英語は 60 分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。ただし、実施教科が 3 教科又は 4 教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

c 配点等

(a) 実施教科の配点は、各 50 点とする。

(b) 実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1 教科又は 2 教科の得点を 1 倍を超え 2 倍以下とする傾斜配点とすることができる。

(c) 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、8 対 2 から 2 対 8 までの範囲内とする。

(イ) 入学志願者全員に対して、面接を実施する。

(ウ) 学科又はコースの特性により、必要に応じて作文及び実技検査を実施する。

エ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第 3 学年の各教科の評定以外の記録）、学力検査の合計得点、面接、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第 3 学年の各教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を 2 倍するものとする。

オ 合格発表

平成 29 年 3 月 15 日（水）

カ 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(3) 再募集入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科又はコースについて、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成 29 年 3 月 21 日（火）及び 22 日（水）

受付時間は、平成29年3月21日（火）は午前9時から午後4時30分までとし、同月22日（水）は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

平成29年3月23日（木）

ウ 検査内容

（ア） 入学志願者全員に対して、面接を実施する。

（イ） 学科又はコースの特性により、必要に応じて学力検査、作文及び実技検査を実施する。ただし、一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

エ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第3学年の各教科の評定以外の記録）、面接、学力検査、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の各教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

オ 合格発表

平成29年3月27日（月）

4 通信制課程における入学者選抜

（1） 出願期間及び実施期日

平成29年3月2日（木）から同月28日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の間に出願時に実施する。

受付時間は、平成29年3月2日（木）から同月27日（月）までは午前9時から午後4時30分までとし、同月28日（火）は午前9時から正午までとする。

（2） 検査内容

入学志願者全員に対し、面接を実施する。

（3） 選抜方法

合格者は、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定する。

（4） 選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に対して通知する。

5 配慮事項

（1） 検査に当たっての配慮

身体等に障がいのある生徒については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨に基づき、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。また、日本語指導が必要な海外帰国生徒、外国籍生徒等についても、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校と連携を図り、適切に対応する。

（2） 選抜に当たっての留意事項

選抜に当たっては、過年度中学校卒業生、身体等に障がいのある生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒、外国籍生徒等及び中学校における長期欠席の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、岩美町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
岩美都市計画ごみ焼却場 岩美町清掃工場
- 2 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
 - (1) 調達案件の名称及び数量
四輪運転シミュレーター賃貸借及び保守業務 一式
 - (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。
 - (3) 履行場所
入札説明書による。
 - (4) 履行期間
 - ア 借入物品及び購入物品の納入期限
平成28年9月30日（金）
 - イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間
平成28年10月1日から平成35年9月30日までとする。
 - (5) 契約金額
入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。
- 2 入札参加資格
本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で(1)に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で(2)に掲げる要件を全て満たすもののうちの代表である者とする。
 - (1) 単独企業に関する要件
 - ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 平成28年5月24日（火）から同年7月4日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
 - ウ 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が電気通信機器類の電気通信機器及びその他の賃借のその他であること。
なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成28年6月10日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。
 - エ (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。
 - (2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のア及びイの要件を満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が電気通信機器類の電気通信機器であり、他の1者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分がその他の賃借のその他であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成28年6月10日(金)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうち1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札等に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成28年5月24日(火)から同年6月1日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成28年6月8日(水)午後2時

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津216

鳥取県警察本部交通部運転免許課 鳥取県自動車運転免許試験場

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成28年7月4日(月)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月1日(金)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類、納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類及び参考資料を、4の(1)の場所に平成28年6月20日(月)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札書に記載した金額に100分の108を乗じて得た額に84を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に84を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とするため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products : Driving Simulator For Four-Wheeled Vehicles, 1 set

(2) June 20, 2016 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 4, 2016 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

July 1, 2016 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters

1-271 Higashi-machi ,Tottori-shi 680-8520 Japan TEL : 0857-23-0110